

令和元年度第9回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和元年8月6日

担当部・課：建設部道路第1課〔内線5642〕

① 件 名					
石巻市トンネル長寿命化修繕計画の策定について					
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）					
<p>【背景】</p> <p>石巻市が管理するトンネルは平成31年3月時点で4本あり、建設後54年を経過した古いトンネルもある。今後さらなる老朽化の進行により安全・安心な道路利用が困難になることが予想される。</p> <p>【目的】</p> <p>トンネル機能を健全に維持していくために、対処療法的な「事後保全型」の管理から、「予防保全型」の管理に転換し、効率的かつ計画的な維持補修により施設の延命化とライフサイクルコストの縮減を図るもの。</p> <table border="1"> <tr> <td>事後保全</td> <td>損傷が顕在化した段階になって行う橋りょうの修繕および架け替え。大規模工事。工事期間が長く、高コスト。</td> </tr> <tr> <td>予防保全</td> <td>損傷が顕在化する前の軽微なうちに計画的に行う橋りょうの修繕。小規模工事。工事期間が短く、低コスト。</td> </tr> </table>		事後保全	損傷が顕在化した段階になって行う橋りょうの修繕および架け替え。大規模工事。工事期間が長く、高コスト。	予防保全	損傷が顕在化する前の軽微なうちに計画的に行う橋りょうの修繕。小規模工事。工事期間が短く、低コスト。
事後保全	損傷が顕在化した段階になって行う橋りょうの修繕および架け替え。大規模工事。工事期間が長く、高コスト。				
予防保全	損傷が顕在化する前の軽微なうちに計画的に行う橋りょうの修繕。小規模工事。工事期間が短く、低コスト。				
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性					
<p>【根拠法令】</p> <p>道路法（昭和27年6月10日号外法律第180号） 道路法施行令（昭和27年12月4日政令第479号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第6章第2節2 道路ストック長寿命化事業</p>					
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）					
平成24年12月	笹子トンネル天井板落下事故				
平成26年 6月	宮城県道路メンテナンス会議設立。 以降、定期的に会議を開催し、協議を重ねてきた。				
	7月 道路法施行規則の改正、5年に一度の近接目視点検が義務化となる。				
平成31年 3月	石巻市トンネル長寿命化修繕計画策定				

<b>⑤ 主な内容</b>																							
<p><b>【計画の項目】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 トンネル長寿命化修繕計画の背景と目的</li> <li>2 管理トンネルの現状</li> <li>3 計画の基本方針</li> <li>4 トンネルの修繕計画</li> <li>5 事後評価・今後の有効な取り組み</li> </ol> <p>※ 詳細は別添のとおり</p> <p><b>【健全度判定区分】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>状態</th> <th>本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>健全</td> <td>構造物の機能に支障が生じていない状態。</td> <td>0本</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>予防保全段階</td> <td>構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。</td> <td>4本</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>早期措置段階</td> <td>構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。</td> <td>0本</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>緊急措置段階</td> <td>構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。</td> <td>0本</td> </tr> </tbody> </table>				区 分		状態	本数	I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。	0本	II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。	4本	III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。	0本	IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。	0本
区 分		状態	本数																				
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。	0本																				
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。	4本																				
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。	0本																				
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。	0本																				
<b>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b>																							
<p><b>【影響・効果】</b></p> <p>今後50年間で事後保全による補修費用は約30.9億円かかるのに対し、予防保全による補修費用は約14.7億円となり、16.2億円（約52%）の縮減が見込まれる。</p>																							
<b>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</b>																							
<p><b>【県内の策定状況】（近隣のみ）</b></p> <p>東松島市 平成29年3月  大崎市 平成31年3月  仙台市 平成28年11月</p>																							
<b>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</b>																							
令和元年8月 ホームページ掲載予定																							
<b>⑨ その他</b>																							